

フランスの農地政策と

「農業土地集団」

津 守 英 夫

一 本稿の目的

フランスでは、農業構造政策実施の法律的根拠となった一九六〇年「農業の方向づけに関する法律」(以下、「農業方向づけ法」)から二〇年を経過した一九八〇年に、「農業の方向づけに関する新しい法律」(以下、「新方向づけ法」)が採択されている。

この新しい法律の詳細は別に譲るとして最近のフランス農業政策全般における動向、そのなかでも、農地政策の観点からとくに注目されるのは、「農業土地集団」(Groupement Foncier Agricole 略称GFA)とその組織化の施策である。

この「農業土地集団」の前身は、六〇年「農業方向づけ法」、

〈ノート〉 フランスの農地政策と「農業土地集団」

さらに同法の提起した政策大綱の適用措置を定めた六二年「農業の方向づけに関する法律を補完する法律」(以下、「農業補完法」)により法制化された「土地農業集団」(Groupement Agricole Foncier 略称GAF)であるが、今日のGFA(農業土地集団)は、一九七〇年にこのGAFが改組されたものである。

「所得均衡」と農業構造「近代化」の達成をフランス農業政策の基本課題として提起した六〇年「農業方向づけ法」は「近代技術を有効に駆使し、労働力と経営資本との完全雇用が可能となるような家族的農業経営構造を促進し援助する」(同法第二条)ことが、農業構造政策の課題であるとし、それが育成すべき農業経営に関して、「……資本および技術の合理的利用と……労働、経営管理、土地資本および経営資本に対する適正な報酬が可能となるような労働力二単位——農業生産法人または経営者集団の場合はそれ以上の単位——によって直接的に耕作される経営」(同法第七条)という規定をあてた。

一方、これらと対応して、土地整備事業においては、「土地および建物の合理的利用に適合するような農(林)業の土地所有および経営の構造を確保する」(同法第一三条)ことにその目的があるとされ、農地の交換分合事業等、従来から実施されてきた諸施策と共に、新たに「土地所有と経営の種々な形式に

よる自発的集団化」の方策が考えられた。

さらにこのような方策と関連して「所有者と経営者は自由にその完全な所有権または使用収益権のみを……所有者もしくは経営者の集団に出資できる」(同法第一四条)と規定され、これを可能にするような集団とそのあり方を早急に法制化する必要があることを提起した。

六〇年「農業方向づけ法」における以上の諸規定は、農業構造政策の推進に当たって、単に個別の経営や所有に対する方策のみでなく、各種の集団の組織化方策を援用しようとする意図をしめすものであったが、これを受けて六二年「農業補完法」では、二つの集団が法制化される。そのひとつが「経営者の集団」としての「共同経営農業集団」(Groupement Agricole d'Exploitation en commun 略称G A E C)であり、もうひとつが、「所有者の集団」として今日の「農業土地集団」の前身をなす「土地農業集団」(G A F)であった。

G A E Cはいわゆる共同経営に相当する集団であるが、これが「経営者の集団」として特徴づけられている所以は、次によって明らかであろう。

G A E Cの設立は、参加者の出資によって行なわれるが、農地および建物等の出資者は、これらの所有者のみでなく、賃借人、借地農の場合も(契約期間内であれば)借地を提供できる

し、また農業被傭者の場合も、勤労出資(apport en industrie)つまり労働や技術の提供により、参加資格を認められる。しかも、これらの出資者はすべて農業労働に従事することを義務づけられていることに、G A E Cの集団としての特徴がある。

その目的は、農業経営用資産の所有者であるか否かを問わず、参加者全員による共同の経営を実現することにあるのであり、自ら所有する農地を出資する所有者も、「経営者」の資格において集団に参加するのであって、単なる土地所有者としてではないからである。

これに対して、G A Fが「所有者の集団」であるのは、G A Fは現物出資と現金出資により設立されるが、その構成員はすべて農地および建物等、農業経営用資産の所有者(あるいは持分所有者)であり、設立の目的は、出資により共有化された農業経営用資産それ自体を維持、保全、管理することにあるからである。もちろんこれらの農業経営用資産をG A Fの構成員が、そのまま経営する、つまり自作することを禁じられてはいない。しかし、これは例外的なケースであって、G A F設立の本来の目的は、農業経営用資産を賃貸することにより、合理的経営の実現や農場の編成に間接的に寄与することにあるからである。

こうして、農業構造の基本的要素である農地の「経営」と「所有」それぞれの次元で、独自に法制化された二つの集団の

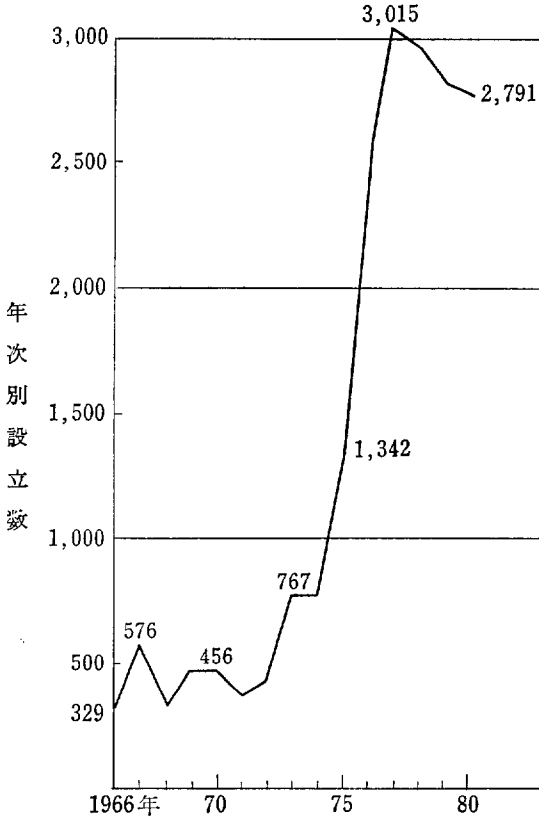
うち、比較的早い時期から着実な発展をみせたのは、「経営者の集団」としてのG A E Cであった。

このG A E Cについては、わが国でもすでにいろいろな機会に紹介されてきているが第一図にみられるように、六〇年代からとくに七〇年代に入って持続的に設立数が増大しつつあり、一九八一年には、総数にして一万八五九三の集団を数えるに至

っている。⁽³⁾

もちろんその数は、フランスの全農業経営数のなかでは一程度度の比重を持つにすぎない。しかし、G A E Cの経営面積の平均規模は八〇ヘクタールを上回り、この規模は農業経営全体の平均の四倍以上に相当することからしても、G A E Cがフランスの農業経営構造の有力な要素となるに至っていることを、

第1図 G A E Cの年次別設立数の推移



出所：注(3)参照. Pierre Lenoir, *op. cit.*にある数字より作成。

窺いうるであろう。ただし現状では、GAECの八四％は血縁者、それも同一家族に属する者を構成員とする集団であり、実態的にそれがなにを意味するものであるかは、後にまた触れる機会があるであろう。

一方、GAFの方は、GAECと異なり、農政当局の認可を必要としなかったこともあり、最近までほとんど正確な情報を得ることができず、実際にも、六〇年代から七〇年代前半までは、数にして一五〇〇位の集団の設立が推定されていたにすぎなかった。

しかし、一九七〇年に、GAFが今日のGFA¹⁾「農業土地集団」に改組されたことを契機として、七〇年代後半からこの「所有者の集団」の組織化が明らかに促進されつつあり、一九八〇年センサスの調査では、七五〇〇を越えるGFAが設立されていることが確認される。本稿が、これまでほとんど注目されてこなかった「所有者の集団」としてのGFAを取り上げるのは、まず以上の理由からである。⁽⁴⁾

もつとも現状はなお、この集団の実態を全面的に把握するには、資料上の制約も含めてきわめて困難であるし、ましてやその成果を即断することは、時期尚早でもある。

そこで本稿は、実態に関するより立ち入った分析は後日に残し、まずそのための手掛りとして、フランスの農地制度と農地

政策の歴史的展開を跡づけることにより、今日の「農業土地集団」とその組織化政策がいかなる政策的意義をもつのかを明らかにし、現在入手しうる資料の範囲で、集団自体の組織的特徴、機能、問題点を明らかにすることを主眼としたものである。

注(1) 「フランスの一九八〇年農業基本法」(『のびゆく農業』五八三、五八四号、農政調査委員会、一九八一年一月)。

(2) 拙稿「フランスのグループ農業——『集団生産組織』と『共同経営農業集団』の概況——」(『農業総合研究』第三一巻第四号、農業総合研究所、昭和五二年一〇月)、「GAEC関連資料」(農政研究センター、一九七九年九月)等を参照。

(3) *Pratique actuelle de l'agriculture de groupe en France, présenté par Pierre Lenoir, Symposium Franco-Japonais, 10 juillet 1981* より引用。
(4) GFAの制度に関するわが国への邦訳資料としては、『GFAに関する一資料』(農林省構造改善局農政部農政課、昭和四九年一〇月)が、これまでのほとんど唯一のものである。

二 フランスの農地制度の基礎

(一) ナボレオン法典(『民法典』)の制定

フランスにおいて、今日に至る農地の所有と利用をめぐる法制として農地制度の基礎を置いたのは、改めていうまでもなく、フランス大革命後、一八〇四年に、所有権一般に関わる普通法として制定されたナポレオン法典であつた。

ナポレオン法典は、フランス大革命によって封建的特権から解放された農地の、絶対的に自由な使用、収益、処分の特権としての私的所有権を確立すると共に、相続における現物均分分割にその法的根拠をあたえた。⁽¹⁾

一方、農地の賃貸借に関しては、私的契約自由の原則のもとで、事実上「両当事者の合意」に委ねられた。ナポレオン法典は、農地の賃借権をひとつの権利（「賃権」）として認め賃借権の約定期間内における安定性を保障はしたが、しかし賃借人の権利内容は「包括的かつ絶対的」な土地所有権に從属し、その利益に適合する形で、「耕作の面における土地所有者の代理人」たる賃借人（2）小作人の地位を定めたにすぎなかつた、とされている。

いいかえれば、ナポレオン法典が確立したものは、所有権一般に共通する土地所有の権利と利益の絶対性をすべての基礎とする農地制度であり、フランス大革命が創出した農民的土地所有に法的根拠をあたえたのは、以上のような制度であつた。⁽³⁾

このような農地制度のもつ矛盾、とりわけ現物均分相続制が

農地の過度の細分化を招き、あるいは小作人の社会的に不安定な地位が農業の発展にあたる弊害については、夙に指摘されていたが、しかしフランスでは、その後一九世紀の過程を通じて、農地制度と関わる法律上の措置は、いっさい具体化されることなく推移したのである。

（二）農地政策の端緒

このような状態からの歴史的転機をもたらししたのは、一九世紀末に生じたヨーロッパ「農業大不況」である。フランスでも、一八七〇年代半ばから顕在化し長期化した「農業大不況」の影響は、フランスの農業と農民層に深刻な打撃をあたえ、誕生間もない第三共和制に対して、農業と農村の社会的、政治的安定をはかるための農業保護政策の確立を迫るものとなつた。それは、対外的にはアメリカ等海外の安い農産物の流入から農業を保護し、対内的には農民経営の維持、存続をはかるための諸施策の具体化として展開されてゆくのであるが、このような農政全体の要請と関連し、とくに農民経営の保護という観点から放置できなくなつたのは、農地の所有と利用の細分化とその進行をいかに防止するかという問題であつた。そしてこのような要請からまず農地の交換分合と相続において、ナポレオン法典の原則そのものと関わるいくつかの法的措置が出されるようになる。

るのである。⁽⁴⁾

まず農地の交換分合に関して、ナポレオン法典が規定していたのは、所有者個人による「個人的」な合意交換であった。しかしすでに一八六五年には、任意に結集した所有者相互の間で、「集团的」交換を行なうための土地改良組合(associations)の設立が認められるに至っていた。その後、若干の経緯はあったが、第一次大戦直後の一九一八年には、これらの土地改良組合の計画する交換分合事業は、当初の原則とされた全員一致を必要とせず、多数決による着手が可能となった。

以上の諸措置は、明らかに、私法の領域における土地所有権の絶対性に対する侵害として位置づけられるものであった。⁽⁵⁾

さらに一九一九年には、第一次大戦の戦火により被害を受けた農地と農場を短期間に再整備するため、「強権的」(authoritaire)な交換分合事業が実施されるのであるが、この事業の任に当たったのは、所有者の代表の他に行政の代表が参加した市町村における行政委員会であり、事業実施に関する最終的な裁定は、県知事の権限に属した。このような方式は、それまで私法に留保されていた領域に公法の領域が加わることにより、土地所有権の絶対性に対する侵害が行なわれた最初の措置となった。⁽⁶⁾

農地の交換分合における以上の諸措置は、ナポレオン法典以

来、絶対視されてきた土地所有権を侵害した措置として注目されるものであった。しかし、留意して置く必要があるのは、これらはいずれも、土地所有自体の利益のために、その所有権を侵害した措置であったということである。

一方、農地の相続において、ナポレオン法典の原則に関わる最初の法律となったのは、一九〇九年の「家族財産に関する法律」であったとされている。この法律は、農民家族の一定評価額以下の財産について、申請があれば、一族のための財産として設定できるとし、このような「家族財産」に対しては、若干の例外を除き差押、抵当、譲渡の対象からはずし、相続に際して不分割状態を維持、継続できるとする特別の制度を適用したものである。

この「家族財産」制度は、実際にはほとんど普及しなかったといわれるが、この法律の歴史的意義は、農民家族を基礎とする土地所有の維持とその細分化を防止する目的で、ナポレオン法典の原則に関わる例外措置を定めた法律であったというのみでなく、とくに次の点にあった、とされている。⁽⁷⁾

それはこの法律が、限定された範囲とはいえ、「所有は、その名義人に種々な特権を付与する権利ではなく、家族の存続(「経営」——筆者)のためにある財産を保存する機能ではない」⁽⁸⁾としたことである。実際、その法文中に農業「経営」

なる用語が始めて使われたこの法律は、農地の交換分合と関わり土地所有のために所有権を侵害した諸措置とは別の意味で、敷衍していえば、農地の「所有」に対して始めて「経営」が對比され、「経営」のために「所有」を制限しようとした点にその歴史的意義があった。

相続制度自体に關していえば、一九〇九年のこの法律が端緒となり、その後一九三八年に大幅な改正が行なわれる。この改正により、農業経営の後継者は、他の共同相続人の取分に相当する清算金を補償することを義務として、優先的に農業経営用資産を一括承継できる権利（＝優先承継権）が認められるのであるが、これは、ナポレオン法典が法的根拠をあたえた現物均分分割を価値均分分割に修正し、より明確に「農業経営」のために、共同相続人の権利を制限しようとしたものであった。

第二次大戦前において、農地の所有と利用の細分化防止のため、交換分合と相続の分野で具体化された以上の諸措置は、今日に至るそれぞれの制度の礎石を置いたというだけでなく、ナポレオン法典以来の農地制度の原則であった所有権絶対主義を侵害した措置として、また、フランスの農地政策の端緒となつた施策として確かに歴史的意義をもつものであったが、しかしなお、農地制度全体のなかでの例外的あるいは限定された措置にすぎなかったことも、また事実であった。

この点でのより根本的な改革は、農地の賃貸借において、第二次大戦直後に漸く制定される「小作関係規則」(Statut de Fermage et Méayage)によつてなされるのである。

(三) 農地賃貸借法Ⅱ「小作関係規則」の制定

先述したように、ナポレオン法典は農地の賃借をひとつの権利として認めた。しかしその実質は、すべてに優越する権利としての土地所有権に從属し、「耕作の面における土地所有者の代理人」たる地位を規定したにとどまり、このような規定以外の賃貸借契約の実際の内容は、私的契約自由の原則により、「両当事者の合意」に委ねられたのである。

こうした関係のもとで、一九世紀末の一八八二年には、フランスの借地（定額小作＋分益小作）の全農用地面積に占める割合は四一・一％に、さらに一八九二年には四七・二％に達していた⁽⁹⁾。また、当時の農業経営の農地保有の形態を示した第Ⅰ表は、完全自作形態がづねに優位を占めながらも、完全小作と「自小作」の形態がすでに全体のおよそ四割近くを占め、農地をめぐる賃貸借関係が、フランス農業における無視しえない関係となるに至っていたことを、改めて教えている。

しかも、これらの借地を直接耕作していた賃借人Ⅱ小作人の大半は当時の農業経営の八五％を占めていた一〇ヘクタール以

第1表 1882年、92年におけるフランスの自小作別経営者数

	1882年		1892年	
	実 数	%	実 数	%
完全自作経営者	2,132,730 ^人	61.7	2,183,129 ^人	65.2
完全小作経営者	662,632	19.2	706,494	20.3
(定額小作)	(468,184)		(585,623)	
(分益小作)	(194,448)		(220,871)	
自小作経営者	647,272	19.1	599,075	14.5
(定額小作)	(500,144)		(475,778)	
(分益小作)	(147,128)		(123,297)	
計	3,442,634	100	3,475,698	100
日雇農労働者	1,480,687		588,950	
土地をもつ者	727,374		621,131	
をもちない者	753,313		1,210,081	

出所：Enquête decennale de 1882, Statistique de 1892.

下の小経営者層に属し、⁽¹⁰⁾一九世紀の三〇年代以降には、こうした小作人による小作争議がいくつかの地域で続発し、私的契約自由の原則のもとに事実上、無権利状態に放置された小作人の地位を保護する問題が、現実の問題となりつつあった。因に、一八九二年に創立されるフランス労働党の農業綱領は、小作農の社会的地位を改善するために、調停委員会の設置とそれによる小作料の削減、有益費の償還の要求を掲げている。⁽¹¹⁾

こうしたなかで一九一〇年には、農業保護政策の一環として農村の小経営の維持と安定をはかるために、中小農民層の農地取得を援助する政策金融が開始され、これを梃子に直接耕作者の土地所有への接近を促進し自作経営としての安定をはかる——いわば自作経営主義を基調とする農地政策の確立が進むのであるが、第二次大戦前におけるこのような農地政策は、小作農の自作化による安定化に一定の役割をもったとしても、農地の賃貸借関係そのものにおける小作人賃借人の社会的地位の改善、保護とは無縁であった。この面での法的措置は、遂に第二次大戦前においてはなんら具体化されることなく、戦後に至るのである。

第二次大戦、敗戦、そしてナチス占領からの解放とともに、周知のようにフランスでは、戦後経済再建の出発点として基幹産業の「国有化」等、一連の民主的改革が実施されたが、一九

四五年から四六年にかけて制定された「小作関係規則」は、フランスの農地制度に歴史的な変革をもたらした重要な法律であった。

同「規則」の詳細は別に譲るが、要するにその基本的内容は、農地の賃貸借について、契約の期間と形式、賃貸人の土地取戻し権の制限、期間満了時における賃借人の契約自動更新権、有益費の償還請求権、賃借人の先買権、小作料の統制、分益小作の定額小作への転換、等に亘り、ナポレオン法典以来つねに絶対視されてきた土地所有権⁽¹²⁾賃貸人の権利に對置されるべき、小作人⁽¹³⁾賃借人に固有の法律上の權利を否定したものである。

このことによって、賃借人⁽¹⁴⁾小作人⁽¹⁵⁾に對して、始めて農業經營者としての法律上の地位を認めることとなった同「規則」が、フランスの農地制度全体にあたえた歴史的意義は、いまや明らかである。それは、ナポレオン法典以降、事實上、放置されてきた農地賃貸借關係における体系的な法律であつたのみでなく、戦前、なお限定された範圍の端緒的措置にとどまっていた土地所有權の自由と絶対性に対する制限を拡大し、より一般化することによって、フランスの農地制度に新しい礎石をあたえるものとなった。ただし、このことと關連して、次のことを指摘して置く必要がある。

それは、「所有」と「經營」相互の權利關係を体系的に規定

《ノート》 フランスの農地政策と「農業土地集團」

する画期となつた「小作關係規則」は、農業經營の農地保有のあり方として自作よりも借地を有利とし、農地政策として「所有」と「經營」の分離を促進し借地經營の拡大をはかることを、その目的としたものではないということである。

このことは、同「規則」が小作人に對して、自己の借地を購入する場合の先買權を認める一方、賃貸人に對しても、自ら經營しあるいは卑屬に經營させる場合の土地取戻し權を認めたことに、端的に示されている。

つまり、同「規則」は「所有」と「經營」相互の權利關係の調整を通じて、直接耕作者の手に農地の利用と占有を確保させることに目的があつたのであり、その政策的基調としてあつたものは、すでに戦前来、直接耕作者の土地所有への接近を助長する方向で確立されてきていた、いわば自作經營主義であり、同「規則」の制定自体は、戦前来の農地政策における政策基調の転換を意味するものではなかつた、ということである。

注(1) (3) ナポレオン法典がその歴史的基礎をあたえたフランスの農地制度の内容と性格に關して、詳しくは、原田純孝『近代土地賃貸借法の研究』(東京大学出版会、一九八〇年三月)参照。

(4) (8) アンヌ・マリ・ブルジョア著、稻本洋之助訳『現代フランス農業法』(農政調査委員会、昭和四五年

三月)。

(9) Dossier, "Les échanges de biens fonciers", par Bruno Rajaud, *Contribution à une nouvelle politique foncière*, cnasea, septembre 1978.

(10) Pierre Gratton, *Les luttes de classes dans les campagnes*, mai 1971, pp. 37-38.

(11) *ibid*, Pierre Gratton, pp. 27-28.

(12) 『フランス小作関係法令集』(農林省農地局管理部農地課、昭和四一年八月)。

三 戦後農地政策の動向と新展開

第二次大戦直後の「小作関係規則」の制定はフランスの農地制度に歴史的な改革をもたらし、戦後の農地政策展開の出発点となったが、農地制度のこのような改革とともに、戦後のフランス農業と農業政策がまず直面した課題は、他の先進資本主義国と同様、食糧危機を克服するための農業生産の増大と生産基盤の再建であった。

このような課題は、フランス農業のもつ多大の潜在生産力を土台に、各種の生産奨励施策と農業技術の普及によって早くも五〇年代の初めにはほぼ達成された。しかし、戦後経済発展が本格化するにつれて、農業就業人口と農業経営の急速な減少、農業機械化の進展等、戦前にはみられなかった農業の構造変化

が進行する一方、農産物「過剰」の慢性化と農産物価格の不安定化、農工間、地域間、階層間の所得格差の拡大といった問題が次々と顕在化し、とくに、ヨーロッパ経済共同体の発足(一九五七年、ローマ条約)に伴う国際環境の変化は、フランス農業と農業政策に新しい対応を迫るものとなっていた。

一九六〇年にフランスで成立した「農業方向づけ法」は、こうした内外情勢に対応して「所得均衡」の達成と高生産性農業への転換をはかるための農業構造の「近代化」を、農業政策の基本課題として提起し、農業構造政策展開への起点となった法律であったが、同法はまた、農地政策の面での新しい展開への一画期となるのである。

(一) 六〇年「農業方向づけ法」と農地政策

「農業方向づけ法」は、農業構造政策が育成すべき農業経営に関して農業政策としては始めて冒述の規定をあたえたと共に、同法ならびに六二年「農業補完法」を通じて、農地政策の面では、このような政策目標に沿って経営規模の拡大をはかり、農地移動を方向づけるための新たな政策の枠組みと諸施策を具体化した。その主要施策について、簡単に要点を記して置こう。⁽¹⁾

1 経営の集積・兼併規制

このような規制のために、各県の各農業地域、経営形態に即

して、農業経営の経営面積に関する「下限面積」と「上限面積」を設定する措置がとられた。

「下限面積」というのは、農業経営として認められる最低限の経営面積であるが、この面積以上にある農業経営は、他の経営に一括合体される場合を除き、許可なくこの面積以下に分割あるいは縮小することはできない。

一方「上限面積」は、それを越えて経営面積の拡大を、許可なく行なうてはならないという面積である。

このような規制は、上記の政策目標とすべき経営の育成とその規模拡大と関連して、農業経営の分割・細分化により一定規模以下に農業経営が縮小されることを抑制する一方、すでに適正な規模に達している農業経営の過度の集積・兼併を防止することにより政策的に育成すべき農業経営層に農地の利用が確保されるように、農地移動に対する枠組みを設定するという意味をもつものであった。この規制は農地の「所有」についてでなく、「経営」を直接の対象としたフランスで始めての規制であったが、しかし同時に留意して置くべきは、この農業経営に対する規制は農地の「所有」を間接的ではあるが制限するものとして、とくに農外者も農地を所有でき農地の所有規模についてなんら規制のなかったフランスの事情のもとでは、それとして歴史的な意義をもつものであった、ということである。

2 FASASA（農業構造改善社会対策基金）の創設

農業経営の規模拡大に必要な農地の供給を増大させるため、国の資金によるFASASAが創設され、とくに老齢農業者が離農し農地を売りに出すか、貸しに出すことを条件に給付される離農補償年金（IVD）の創設や、他産業への転職助成等による農地流動化政策が実施に移された。

3 SAFER（農村建設土地整備会社）の設立

前記の政策目標とすべき農業経営を創出し、既存の農業経営の規模拡大を援助、促進するために、次のような機能をもつ介入機関としてSAFERが創設された。

④ SAFERは次の事業を行なう。第一は、農地の売買市場で所有者が自由に売りに出す農地（または農場）を購入する。第二に、こうして取得した農地（または農場）を必要に応じて再整備する（農道新設、灌排水施設の整備、新規農場の建設等）。第三に、これらの農地あるいは農場を、既存の農業経営の規模拡大、または新規入植のために、一定の資格をもつ希望者に再譲渡する。このためSAFERは、購入取得した農地（または農場）を五年以上にわたって保有できず、必ず再売却することを法的に義務づけられる。

⑤ SAFERは株式会社として設立される。ただし、営利を目的とすることはできない。その設立には農務、大蔵両大臣

の認可が必要とされ、政府委員の配置により、事業全般にわたる国の監督下に置かれる。その会社資本は、主として農業職能団体、地方公共団体等の出資に基づく。

② SAFERが、農地の購入に始まる上記の事業の遂行に必要とする「運転資金」は、農業信用金庫からの特別融資（国の利子補給による低利融資）の対象とされ、SAFERの会社資本額の一五倍までの借入れ枠が認められる。

また、SAFERが行なう整備事業に関しては国の補助金が交付される。

③ SAFERは、売りに出される農地（または農場）を購入する場合の先買権を認められる（ただし、小作人の先買権、公共事業の土地収用権には優先できない）。SAFERの先買権が設定された地域内で農地（または農場）を売却する意図をもつ所有者は、売却の条件と共に、その旨をSAFERに通告する義務を負う。

以上からも明らかなように、六〇年「農業方向づけ法」は、農業構造政策の遂行に要請される農地流動化と密接に関連して農地政策においても、第一に、農地移動を方向づける政策目標とその枠組みをあたえ、第二に、そのような方向にそって農地移動を促進するSAFERを創設することによって、農地政策

における新しい政策機構を創出する画期となった。歴史的には、これらの政策機構が全体として、直接、間接に個人の土地所有権の自由と絶対性をそれなりに制限するものであったことは、すでに明らかであろう。

とくに、平均三県に一社の割合で設立されるようになるSAFERの創設と先買権の認可は、フランスで始めての農地市場に対する公的介入機関の確立として、画期的意義をもつものであった。

しかし、再び農地政策の基調という観点からは、SAFERの機能と介入の場があくまで農地の売買Ⅱ所有権の有償移動にあり、それを通じて農業経営に農地を自ら所有させる方向で機能する限りは、ここでも戦前からの自作経営主義の変換とはならなかった。

六〇年「農業方向づけ法」は、農地の賃貸借関係に関しては、賃借権を強化する方向で、賃貸人の土地取戻し権と賃借人の有益償還権に関する「小作関係規則」の規定の一部改正を行なった。しかしそれにとどまり、同法制定の時点では、この次元でも、従来の農地政策の基調に基本的変化をもたらすような政策措置はとられなかったのである。

この点では、冒述したGAEC（共同経営農業集団）とGAF（土地農業集団）の二つの集団の法制化は、単に「経営」と

「所有」の次元における集団化への着手というだけでなく、「経営」と「所有」の分離という観点からも明らかに注目すべき施策であった。しかし、このような施策とくに「所有者の集団」の組織化が、農地政策における自作経営主義からの新しい重点移行として、農地賃貸借の拡大を目標とする諸施策のなかにより明確に位置づけられるようになるのは、七〇年代に入ってからになるのである。

注(1) 「フランス構造政策の施策とその展開」(『のびゆく農業』五二九～五三〇号、農政調査委員会、一九七八年一〇月)、「基本法以降のフランス農業政策」(同上五九三号)等を参照。

(2) SAFERについては、多くの文献があるが、『サフェル—SAFER—(フランス農地制度関係資料)』(農林水産省構造改善局農政部農政課、昭和五〇年三月)、『SAFERに関する一資料』(同上、昭和五五年八月)、『SAFERの研究——先買権制度を中心として——』(全国農地保有合理化協会、昭和五〇年三月)、『SAFERの研究——サントルのSAFERを中心として——』(同上、昭和五一年三月)等を参照。

(二) 農地政策の七〇年以降の展開

「農業方向づけ法」を起点とするフランス農業の六〇年代は、

《ノート》 フランスの農地政策と「農業土地集団」

対外的には、周知の曲折を経ながらもEC農業共同市場の形成が現実に進展し、農産物輸出市場の拡大が刺激となって、戦後の経済発展過程で進行しつつあった農業の諸変化が、いっそう加速化され全面化していった時期であった、といえる。

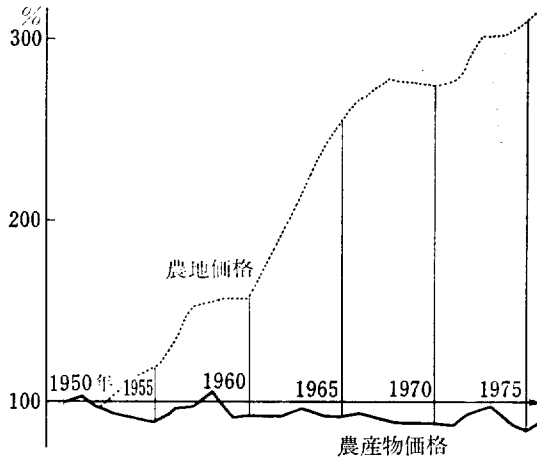
とくにこの時期における最も特徴的な変化のひとつは、農業技術の発展と経営装備の近代化、高度化に伴う経営資本および土地資本(相続の際の共同相続人に対する補償としての清算金支払いを含む)⁽¹⁾の増大でありとりわけ著しかったのは、土地資本の増大であった。⁽²⁾

このような増大を促進したものは、明らかに、第二図にみられるような高い上昇率での地価高騰の影響であったが、農業経営にとっての規模拡大と経営投資の必要がますます高まるなかで、土地資本負担の加重化が重大な問題とされ、農地政策における新たな政策対応を迫るものとなってゆくのである。

1 SAFERをめぐる限界

フランスの農業経営は、六〇年代以降、二〇ヘクタール以下の経営が主として消滅する一方、三五ヘクタール以上の経営の数と比重が増大し、また経営の平均面積規模は、一九五五年の一四・一ヘクタールから七〇年の二〇ヘクタールに拡大されるという傾向的变化を示すが、このような構造変化の促進に、六〇年代における重点施策として推進された老齢農業者に対する

第2図 フランスにおける農地価格・農産物価格の推移（1950年を100とした75年までの実質価格の変化率）



出所：INSEE の資料。

注：農地価格と農産物価格は、INSEE の小売価格指数でデフレートした実質価格である。地価は、毎年の取引が 55,000～65,000 ha、農地全体の 2% 以下であり、しかも個別相対ではほとんど公表されないの、正確な所を捕捉し難い。しかし、統計上の不明確さは残るにしろ、地価の農産物価格に対する騰勢は明白である。

離農補償年金（IVD）の給付とSAFERの事業が、一定の効果を発揮するようになったことは、一般に認められている。⁽³⁾しかし、この間に急進した地価の値上がりと土地資本負担の増大は、単に農業経営にとつての重圧としてだけでなく、SAFERの事業遂行にとつても障害をもたらし、とくに地価の値上がりは、SAFERの資金運営を圧迫し、その土地取得の拡

設以来、自ら購入取得した農地（または農場）を賃貸に出せる機能をあたえるべきであるとし、農地賃貸借市場へのSAFERの各種の介入を認めるべきであるとする主張が、つねに行なわれてきている。⁽³⁾しかし、現実には、土地の公有化あるいは公的管理の強化に通じる懸念から、SAFER自体に賃貸機能をあたえることには強い抵抗がある。

大にとつての制約となった。さらに国にとつては、農業信用金庫の土地取得貸付に行なわれている利子補給負担の増大を招き、財政問題としても憂慮すべき問題となつてゆくのである。⁽⁴⁾SAFERをめぐるこれらの問題の顕在化は、SAFERが農地の売買市場への介入を任務とし、また地価抑制の有効策がない限り避けられないことでもあった。しかし、それはまた、農地移動への公的介入機構としてのSAFERの限界のみでなく、農地移動に対する所有権の有償移転による促進化方策の限界をも示すものとなったのである。

もつともSAFERについては、その創

ところで、フランスの借地が全農用地に占める割合は一九五五年：四七・七％、六三年：四八・五％、七〇年：四八・二％であり、今世紀初頭以来、基本的に変化していない⁽⁶⁾。しかしこれを、農業経営の農地保有形態別の割合でみると、一九六三年の数字では、完全自作は全経営数の四五％、完全小作は二〇・一％であり、混合形態である「自小作」が三四％を占めている。しかも、完全自作の圧倒的多数は二〇ヘクタール以下の経営であり、それ以上の規模の経営では完全小作と「自小作」の比重が高く、二〇ヘクタール以下の経営階層の減少が続くなかで、とくに「自小作」の比重は一九五五年の二五・四％から、六七年の三九％に拡大している。

このことは、農業経営の次元での少なくとも長期的趨勢としては、農地賃貸借がフランスの農業経営の規模拡大と農地移動に果たしている一定の役割を改めて示すものであるが、先にも触れたように、農地賃貸借においては、六〇年「農業方向づけ法」は「小作関係規則」の規定の一部改正を提起したにとどまり、農地政策の観点からの新しい政策提起は行なわれなかった。しかし、農業経営における経営資本の役割の増大化は、借地における経営諸投資の効率と安全をいかに保障するかという問題を従来にもまして緊要化し、農地賃貸借関係における新たな調整の必要が現実の政策課題となつてゆくのであり、そのため

一九六七年には、賃借人の有益費償還請求の権利を再確立する措置が講じられた。

SAFERの機能の限界と関連し、こうして顕在化した以上の諸問題は、漸く一九七〇年に至り、冒述した「所有者の集団」としてのGAF（土地農業集団）のGFA（農業土地集団）への改組を含め、農地賃貸借の拡大を目標とする新たな関連施策の構想とその具体化へと導くことになるのである。

2 新施策の内容

GFAについては節を改めて述べることにし、他の関連施策の要点のみをみて置こう。⁽⁷⁾

(1) 「長期賃貸借」の創設⁽⁸⁾

「小作関係規則」に基づく通常の賃貸借の契約期間は、最低九年とされているが、これとは別の例外措置として、新たに最低一八年と二五年の「長期賃貸借」の形式が創設された。

最低九年の通常契約においては、賃借人は契約の締結または更新の際に、いわゆる「三年目毎の取戻しの特約」を行えば、契約期間中に、本人または成年卑属の経営のためにその賃貸資産を取り戻すことができる。

一八年と二五年とでは、若干ちがいはあるが、一八年の場合についてその特徴をあげると、通常契約におけるこの三年目毎の土地取戻し権が否認され、これが九年目毎とされた。契約は

取り戻しが必要ならば、さらに九年間自動的に更新される。

また、償却期間が五年を越えない契約期間内の賃借人による有益投資は、賃借人の同意を必要としない、というものである。

さらに小作料については、「小作関係規則」に基づく小作料の上限を上回る小作料が認められ「長期賃貸借」に同意する賃借人に対しては、税制上の優遇措置（賃貸資産の第一回目無償譲渡の際の移転税について、賃貸資産評価額の四分の三を課税対象から控除する）が適用された。

このように「長期賃貸借」は、「小作関係規則」とは別の賃貸関係として新設されたものであったが、その目的は、小作料引上げと税制上の特典を賃借人（地主）にあたえることを対価として、賃借人の土地取戻し権を大幅に制限し、借地における経営諸投資の効率と安全を保障する観点から、賃借人の権利を強化し農地賃貸借の拡大をはかろうとするものであった。

なお、一九七五年には、「長期賃貸借」における「例外」措置を「原則」にかえる方向で、取戻し権、先買権、離作補償、賃料決定方法等に関する「小作関係規則」の諸条項の改正が行なわれるのであるが、その詳細は別に譲る。⁽⁹⁾

(2) S A I F (Sociétés Agricoles d'Investissement Fonciers 土地投資農業会社) の構想

このS A I Fについては、法案として提出されたが未成立に

終わった。しかし、同社の構想と目的には、後述するG F Aとも共通するものがあるので、その機構を簡単にみて置くと、

① S A I Fは、自由に譲渡できる株式（土地債券）を証券取引所に上場できる株式会社として設立され、農業、非農業の個人または法人の資金を集める

② 集めた資金で農地または農用不動産を購入し、購入した物件は、一定の経営規模以上の農業経営者に賃貸または「賦払い」契約に出す

③ 賃貸に出す場合は、上記「長期賃貸借」によることを義務づけられる。ただし小作料は一般の限度額を越えてもよい

④ S A I Fは購入した土地の整備、施設投資に対して、国からの補助金並びに融資を受けることができる。また、S A I Fならびに個人株主には、それぞれ法人税の減免、配当所得に対する特別控除、移転税の減免等、税制上の優遇措置が認められる、というものである。

以上にみられるように、このS A I F設立の構想は土地債券の全国的な取引市場を開設し、農業の土地資本負担の軽減化に非農業資金を動員し、その資金で土地を購入し、土地所有の債券化により農地の「所有」と「経営」を分離する方向で農地賃貸借の拡大をはかろうとする点にその特徴がある。しかし、このような構想をめぐっては「大資本」による土地支配の危険、

土地投機機の拡大、農業経営の小作料負担の加重化、株主に一般利回り並みの配当所得を保障するために予想される国の財政負担の増大化と公的管理の強化への懸念等、多くの問題と強い抵抗があり、いまなお実現されるに至っていない⁽¹⁰⁾。

(3) 離農補償年金の小作人への拡大

老齢農業者に対する離農補償年金の給付が、SAFERと並ぶ重点施策として推進されたことは、先述した通りだが、小作人の場合は、その条件である賃貸借契約の解約（＝離農）が賃貸人の意志にも左右されるため、現実には著しい制約があったが、借地の流動化を促進するため、賃借人の受給を容易にする措置が講ぜられた。

GAFのGFAへの改組は、以上のような農地賃貸借の拡大を目的とする関連施策の一環として行なわれるのである。

注(1)～(3) 前掲『のびゆく農業』五九三号参照。これによれば、一九六〇年以降の最も特徴的な変化のひとつは、土地資本および経営資本の増大であり、とくに土地資本の増加率は、一九六七～七〇年以降さらに顕著となっており、反面、建物・設備投資は実質額で鈍化傾向にある。

(4) 前掲『SAFERの研究——サントルのSAFERを中心に——』参照。

※ノット※ フランスの農地政策と「農業土地集団」

(5) 農業団体で、このような主張を一貫して代表しているのは、フランスの農業構造政策の推進にいろいろな影響をあたえているCNJA（農業青年全国センター）*et al.* (*Pour un nouveau droit de la terre, rapport général, journées d'études du CNJA - 15 et 16 mai 1973 - Perpignan*)。

(6) *Dossier, cnasea, op. cit.*

(7) 拙稿「フランスの農地（流動化）政策」（『農業構造改善』、全国農業構造改善協会、一九七六年八月）参照。

(8) 「長期賃貸借」およびGFAの法制については、Jean-Dominique Lassigne, *Les haut ruraux et les groupements fonciers agricoles, Répertoire du Notariat Defrenois*, 1980 参照。

(9) 『フランス農事法典小作関係規則の一九七五年改正』（農林省構造改善局農政部農政課、昭和五一年一月）。

(10) SAIFの創設を実験的に試みるべきであるという主張は、その後も同じCNJAにより行なわれている（CNJA, *rapport général, op. cit.*）。

(三) 農業土地集団（GFA）の組織・機能・類型

前身であるGAF（土地農業集団）との相異点は、後に触れるとして、以下では、改正されたGFAの組織としての主要な

特徴点をみることから始めよう。⁽¹⁾

1 GFAの組織的特徴

(1) GFAは、法形式としては、GAEC（共同経営農業集団）と同様、民事組合（sociétés civiles）の特殊な形態であり、後述する一部法人を除き、最低二名以上の個人による出資により設立される。個人は農業者、非農業者いずれでもよい。

その政策上の目的は「単数または複数の農業経営を新設または保全し……とくに、集団が所有する農場を賃貸に出すことによつて、農場の経営を保証しあるいは便宜をはかる」(GFAに関する法律、一九七〇年一月三十一日、第三条)ものとして位置づけられている。

GFAに関する当初案では、専ら賃貸に出すことを目的として構想されていたが、最終案では、自作する場合も法律上は認められることになったため、法制上GFAは「賃貸型」と「自作型」にまず大別される。

(2) GFAへの出資には、次の二つの形態がある。

現物出資Ⅱ個人が所有する農業経営用資産またはそれらの所有権の完全な（用益権、虚有権についても）集団への移転。

現金出資Ⅱ現物出資者でなくとも、現金のみを出資することができる。ただし、後述する「夫婦および四親等までの親族」間での「家族型」GFAの場合を除き、現金出資が組合資本額

の三〇%を越える場合は、集団の所有となった農業経営用資産を必ず賃貸に出すか、あるいは一年以内に、費用固定資産投資（土地、建物の購入、改良工事等）に向けなければならない。

(3) 現金出資に関する以上の条件を除き、GFAの組合資本額には、最低、最高、いかなる制限もない。組合資本は、定款により自由に定められる同一券面額の組合持分に分割され、各自の出資額に応じて配分、所有される。GFAの対外負債は無限責任制により、各自の出資額に応じて負担される。

(4) GFAの存続期間は九年を最低とし、「賃貸型」のGFAの場合は、設立して最初の期間は、GFAが同意する賃貸借契約期間と一致することが必要とされる。

(5) GFAの運営は、出資者全員の参加する総会により、定款に基づいて行なわれる。GFAを代表する管理人 (gérant) は「賃貸型」の場合は出資者、非出資者いずれからでも、また定款に基づかなくても選任できるが、「自作型」の場合は必ず出資者のなかから、定款に基づいて選任しなければならない。

(6) 新規参加者は総会の承認を必要とする。新規参加者の出資は、組合持分の実質価値が定款の定める記載価値（券面額）を上回っている場合には、旧参加者との平等をはかるため、新しい実質価値で行なわれる。

(7) GFAの組合持分は、参加者全員の一致あるいは定款に

基づく所定の承認を得れば、その全部または一部を有償譲渡することができる。ただし、譲渡の申し出が認められても、譲渡人が譲渡を予定している相手が承認されない場合には、集団の承認する別の者に譲渡するか、残存者がそれを取得するか、さらに集団に買い戻させるかの形をとる。

また、無償譲渡（贈与、死亡による移転）もできる。贈与の場合の条件は有償譲渡の場合と同じであるが、死亡による移転つまり相続の場合は、譲受人についてのみ承認を必要とする。もし権利者である譲受人が承認されない場合は、死亡参加者が所有していた組合持分の払い戻しを行なう。

(8) 参加者は組合持分の譲渡による脱退の外に、定款の定める条件に基づき、あるいは他の参加者の承認により、GFAを脱退することができる。脱退の場合には、脱退者の持分に対する払い戻し、現物出資の脱退者による取り戻し、集団が所有する不動産と同価値の他の物件の引き渡し、の三つのケースがありうる。

(9) 各自の組合持分は、他の参加者の承認があれば抵当に入れることができる。実際には、農業信用金庫からの貸付け（主要住宅の建設融資）を得るために行なわれている。

なお、GFAの組合持分を取得する農業者に対しては、その購入のために、必要額の五五％を限度とする低利融資が認めら

れる。

(10) GFAは、登録税等の外、とくに無償移転（贈与、相続）の際の移転税に関して、組合持分の第一回目の移転にかぎり、「長期貸借」と同様、資産価値額の四分の三を課税対象から控除されるといふ、税制上の優遇措置が認められる。

ただし、この特典を受けるためには、①GFAが定款に自作をしない旨を明記する、②集団の全資産が先の「長期貸借」による賃貸に出される、③GFAの設立メンバーである場合を除き、贈与者あるいは死亡者が、最低二年間、組合持分の所有者であることが必要とされる。

以上が、GFA（農業土地集団）の組織または機構としての概要であるが、その前身であるGAF（土地農業集団）との相異点は、(10)の税制上の特典が新たにあたえられたことの外に、とくに(2)の現金出資の条件にある。すなわち、GAFでは、その組合資本の八〇％は現物出資によるべきものとされ、現金出資は、事実上は現物出資者に限られていたのに対し、GFAでは、この制限がはずされたことである。⁽⁴⁾

このような改正は、六〇年「農業方向づけ法」の時点では「所有」次元での集団化の一施策として法制化された「所有者の集団」が、七〇年代に入って新しい政策的観点から位置づけ

られるに至ったことと対応するものであり、すでにみた他の新政策と密接に関連し合ったものであることは、明らかであろう。

そしてまた、これらの新政策を通じその基調にあるものが、フランス農業の六〇年代に顕在化するに至った経営諸投資の効率と安全の確保、農業と農業経営の土地資本負担の軽減化問題への対応として、農地賃貸借の拡大を意図する新しい農地政策の体系であることも関連施策全体の内容を通じてすでに明らかであろう。いいかえれば、フランスの農地政策史上始めて、戦前来たつねにその政策的基調をなしてきた自作経営主義から借地経営主義への重点移行が現実の問題となるに至った、ということである。

今日農地賃貸借拡大への政策志向は、必ずしもフランスに限られた問題ではないが、フランスの場合にみられる注目すべき特徴は、次の点にあるといえる。

その第一は、農地賃貸借の拡大が、単にそれだけでなく、農業の土地資本負担を非農業あるいは農業外の資金の導入により肩代わりさせる方向と結合して、追求されつつあることである。

第二は、このような方向はまた、賃貸借契約の長期化と土地取戻し権の制限、さらには、農地所有の債券化による「所有」と「経営」との分離を促進する方向で追求されつつあることである。因に、土地所有の債券化ということでは、未成立に終わ

ったSAIF（土地投資農業会社）とGFAには、機能の面で基本的なちがいが無いことは改めて説明する必要があるまい。

問題は、以上のような政策志向が、なぜフランスで現実の問題となるのかという根拠であるが、さし当たりここでは、フランスの場合、先にも触れたように、農地の所有に関してわが国の農地法におけるような自作農主義に基づく法的規制の秩序がなく、歴史的につねに非農業者による農地所有が存続してきていることを指摘するにとどめ、GFAのいまだし具体的な態様をみてみよう。

2 GFAの諸類型と機能

GFAの組織化政策の本来の目的が、「賃貸型」にあることはすでに明らかであるが、法制上は「自作型」も認められており、GFAが「賃貸型」と「自作型」とに大別されることにについては上述した。

しかし、現実には、GFAがいかなる動機といかなる主体によって組織化されるかに応じて、いくつかの類型に分化するに至っている。そこで引き続き、これらの主要な類型に即して、GFAがいかなる特徴と機能をもっているかをみることにする。

(1) 「家族型」GFA (GFA Familiaux)

夫婦および第四親等までの親族間で、設立されるGFAの場合が、この「家族型」に相当する。

六〇年「農業方向づけ法」、六二年「農業補完法」により、前身のGFAが法制化された段階では、相続の際の経営分割の防止策として従来からあった「共有」(indivision)の不安定性(五年毎に共同相続人の一人が分割を要求すれば、解消される)や、優先承継制度による経営の一括承継・補償分割の負担(経営承継者は、共同相続人に対して相続清算金を支払う義務を負う)を解決できる可能性をもつ方式として考えられていたが、今日みられるGFAの諸類型のなかで、この「家族型」の場合は同じような観点から位置づけられるものである。

「家族型」GFAの設立は、家族のなかの農業経営用資産の所有者が所有権を出資して直接設立する場合と、所有者が所有権を分割してまず家族員に移転したあと、それらを出資させることによって迂回的に設立される場合との二つのケース⁽³⁾があるが、以下の例1は前者、例2は後者の場合に相当する。

例1 デュヴァル氏は四八歳、夫人は四七歳で、五〇ヘクタールの自作農場を経営する。三〇ヘクタールは、デュヴァル夫人が両親から相続で得た土地であり、残り二〇ヘクタールは、結婚後、夫婦が共同で購入取得した土地である。デュヴァル氏には、すでに成年に達した子供が四人おり、そのうちの長男(二二歳)は、家族補助者として農業に従事している。こうした家族の状況において、父親と息子の農

※ノット※ フランスの農地政策と「農業土地集団」

業経営者としての地位と経営の一体性の確保、共同相続人である二人の子供の教育と自立に要する費用等を考慮して、デュヴァル氏がGFAを設立することを決意すれば、それは次のようにして行なわれる。

- ① デュヴァル氏は、夫人の同意を得て、結婚後購入した土地二〇ヘクタールをGFAに出資する。
- ② デュヴァル夫人は、両親から相続した土地三〇ヘクタールを出資する。
- ③ 四人の子供がそれぞれ同意すれば、少額の現金出資を行なう。
- ④ それぞれの出資額に応じて、組合持分が配分される。

こうして設立されたGFAは、夫婦と長男による「自作型」として運営することもできるが、参加者全員の同意があれば、次のような形で「賃貸型」となりうる。

- ① GFAと父親、長男のそれぞれとの間で、通常または「長期賃貸借」契約を結ぶ。

- ② 父親と長男を共同賃借人として、農地の全部について同様の契約を結ぶ。

「長期賃貸借」契約であれば、先述した税法上の特典が認められる。

このようにしてGFAが設立されたあと、デュヴァル氏

が死亡し相続が開始されれば、生存配偶者のデュヴァル夫人と子供は、それぞれの相続取分に相当する組合持分を受け取るだけで、経営自体は一切分割されずに、長男を経営承継者として存続する。

例2

バルビエ氏は六二歳、夫人は六〇歳であり、八〇ヘクタールの自作農場を経営する。子供は三人、後継者として農業に従事する長男と娘二人である。夫婦は経営を分割することなく移転し、引退後の収入を確保したいと考えている。長男は経営投資の自由を得たいと望んでいる。また二人の娘は、相続が開始されれば、それぞれの相続取分を得たいと考えている。こうした家族的状况のもとでのGFAの設立は、次のようにして行なわれる。

① 両親は、農業用経営資産の利益権のみを留保し、同資産に対するそれぞれの子供の権利を確定することによって、生前贈与を行なう。贈与の形態は共有、分割いずれであってもよい。⁽⁶⁾

② そのあと、両親は利益権を、子供たちは虚有権を出資してGFAを設立する。

③ GFAは、長男との間で通常あるいは長期の賃貸借契約を結ぶ。

この場合、GFAの組合持分の全部について、利益権は

両親に属するので、GFAに支払われる小作料収入はすべて両親が受け取る。相続が開始されれば例1と同様である。

以上のように、「家族型」GFAは家族経営の維持・存続に設立の動機があるが、参加者である家族員それぞれが、各自の所有する持分Ⅱ債券に対する一定の配当収入に満足している限りは、経営の一体制と継続性を保証する方式でありうることは明らかであろう。しかし、問題となるのはやはり、経営承継者以外の組合持分所有者が、なんらかの理由で組合持分の譲渡Ⅱ現金化あるいは集団からの脱退を希望した場合である。

こうした場合GFAは、法制上は確かに、組合持分の譲渡あるいはそれを担保とする貸付けを認められており、一応は対応できる可能性をもっている。しかし、問題は現実にそれが可能かどうか、ということである。

仮に、定款によって家族員以外に持分の譲渡を認めない形で発足したGFAが、その存続を維持するとすれば、ほとんどの場合、経営承継者が譲渡を希望する者の組合持分を購入するということにならざるをえないと予想される。そうなれば、従来の一括承継Ⅱ補償分割の優先承継制度における清算金と実質的には同じ負担を、経営承継者が背負うことになり、土地資本負担を軽減化するということにはならない。

こうした矛盾を解決する方法は、家族員以外の第三者の資金所有者に組合持分を譲渡する道を開くことであるが、家族の枠内での「家族型」GFAには、その存続と本来の目的を果たしてゆく過程で、つねに自己の性格変化に通じるこのような可能性が内包されていることをみて置く必要がある⁽⁷⁾。

(2) 「共済型」GFA (GFA Mutuels)

このタイプのGFAは、マルヌ県の農業経営者の職能組合を中心とする農業団体のイニシアチブで組織化され、定式化されるに至ったものである。ここでも、同県スウィップ (Swippes) 郡のGFAの具体例でみてみよう⁽⁸⁾。

このようなGFAが設立される発端となったのは、同郡で六二ヘクタールの借地農場を経営する借地経営者の問題であった。六二ヘクタールのうち五六ヘクタールが一人の地主の所有地であったが、地主は契約満了前にこの土地全部を売却する決意をした。そのため、この借地農にとって新しい地主に予定される者との間で、契約を更新できるかどうかという不安が生まれた。借地農は、先買権を行使し自ら購入することを考え、農用信用金庫からの融資で一八ヘクタールは購入できる見通しが立った。しかし、残りの三八ヘクタールについては算段できない。

そこで、農業経営者の職能組合は、まずSAFERに要

《ノート》 フランスの農地政策と「農業土地集団」

求して、地主との合意取引により五六ヘクタール全部の土地を購入させた。そして、同郡の農業者とその周辺の非農業者に呼びかけ、七二名の人々から、三八ヘクタールの購入に必要な資金七万五千フランを募り、これらを資本金としてGFAを設立した。組合資本は、券面額二五〇〇フラン、三一〇口の組合持分に分割され、それぞれの拠出額に応じて配分された。

SAFERは、自ら購入した土地五六ヘクタールのうち、一八ヘクタールを借地農に、残りの三八ヘクタールはGFAにそれぞれ再譲渡し、GFAはその土地について、借地農との間で長期賃貸借契約を結ぶことにより問題を解決した。

その後、このGFAは、数回にわたって同様の方法で増資を行ない、現在では八名の経営者と借地契約を結ぶに至っている。なおこの間に、組合持分の価格は四一〇〇フランに増価している。

今日、マルヌ県では、この種の「共済型」GFAが一五集団、所有地三八四ヘクタール、出資者八四一名を数えるに至っている、といわれているが、⁽⁹⁾とくに注目されることは、県内の「共済型」GFAに共通する次のような運営が行なわれていること

である。

① 各GFAは、総会で出資者の代表八名およびGFAと借地契約を結んでいる経営者一名を選任し、九名からなる管理委員会 (comité de gérance) を設ける。同委員会は、管理人ならびに副管理人、各一名を指名し、県レベルでの管理理事会 (conseil départemental) に派遣する。

② 県の管理理事会は、各GFAの正副管理人、農業経営者組合県連盟 (FDSEA) および農業青年県センター (CDJA) の会長、ならびに農業経営構造改善対策センター (ADASEA) とSAFERの専門家を相談役として構成される。

③ GFA設立に要する資金は、県の範囲の農業者あるいは非農業者から調達される。組合持分の券面額は、県内のすべてのGFAに共通する単一価格が決められ、その再評価も同じ方法で行なわれる。

④ 組合持分の実質価格は、県の一ヘクタール以上の土地のヘクタール当たり平均価格の変化を基準として、毎年、その譲渡価格と共に、県の管理理事会により決定される。

⑤ 各GFAの総会は、この譲渡価格を批准し、新しい参加者の受け入れの可否、その他必要な決定を行なう。

⑥ 組合持分の譲渡は、卑属に対する場合は自由であるが、それ以外は勝手に譲渡できず、県の管理理事会の権利移転登録簿 (registre des transferts) にその旨を登録し、申込順位を尊重して行なわれる。譲渡先は、①GFAの借地経営者、②GFAの現参加者、③第三者、を優先順位として選ばれ、該当するGFAの総会の承認を必要とする。

以上にみられる「共済型」は、後出の「投資 (信託) 型」と共に、現金出資に制限のあったGAF (土地農業集団) の段階では、設立の可能性はなかったものであるが、とくに「共済型」GFAと関連し、改めて次の諸点に注目して置きたい。

第一は、「共済型」GFAの性格の問題であり、郡 (カントン) のような小地域で、農業者を中心にその周辺の非農業者から集められた大衆的資金を元に設立される点で、「家族型」に対して地域を基礎にしたGFA、つまり「地域型」としての性格をもっているということである。

さらに土地所有の観点からは、地域を基礎とした土地の相互主義的・組合的所有の一形態 (une forme des propriétés sociétaire et mutualiste) であることが注目される。

第二は、このような性格と関連する「共済型」GFAの役割の問題であり、「共済型」が、家族の枠内での相続問題の解決を目的とする「家族型」とは異なり、解約を迫られている借地農や、新規に経営を開始しようとしている青年農業者等の地域

の問題の解決を直接の目的としていることは、すでにみた通りである。

しかし、むしろここで注目して置きたいのは、これらの直接の解決を通じて「共済型」が果たしているあるいは期待される役割であり、とくに「共済型」による組合持分の地域的な流通機構の組織化は、今後の展開いかなんでは、先述した「家族型」GFAの内包する問題の解決を助け、その存続とあり方にも影響をあたえる可能性があることである。また「共済型」は、わが国のような農地法的規制のないフランスでは、地域の農業に悪影響をあたえる農地所有と土地投機を防止し、地域の農業者に農地の占有と利用を確保してゆくうえで一定の意義をもちうるとも考えられる。

しかも「共済型」GFAの組織化は、今日、地域の問題を農業者を中心とする人々の協力と連帯により解決しようとする目的意識のもとに推進されつつあり、以上の観点からすれば、「共済型」GFAは、わが国でも問題となりつつある地域を基礎にした土地管理組織や集团的土地利用秩序の問題とも通じるフランス的な対応として、その背景と今後の動向が注目されてよいであろう、ということである。

なおここで、先述したSAFERとGFAとの関係について触れて置こう。GFAの参加者は、一九七〇年の法律の時点で

《ノート》 フランスの農地政策と「農業土地集団」

は個人のみであり、法人参加は認められていなかったが、その後一九七四年の法律により、法人であるSAFERの参加が次の条件のもとで可能となった。

① SAFERは、原則として五年を越えない期間において、GFAに参加し出資することができる。ただし「自作型」のGFAへの資本参加は認められず、「賃貸型」に限られる。

② SAFERが所有できる組合持分は、GFAの組合資本の三〇%を限度とし、GFAの管理、執行または指揮に関する一切の機能を行なうことはできない。ただし、SAFERが所有する組合持分の譲渡に關して、SAFERの提示する候補者をGFAが承認しない場合は、GFAの構成員がこれを取得しなければならない。

以上によつてSAFERは、土地を取得する際にあるいは取得した土地を五年以内に再譲渡する際に、GFAの設立を自らも促進し、土地購入に要する資金負担の軽減化のみでなく、賃貸借の拡大にも一定の寄与をなしうる可能性をもつこととなった。⁽¹⁾

(3) 「投資(信託)型」GFA (GFA Investisseurs)

さらにその後、GFAの設立を促進するために、一九七七年には、農業信用金庫にもその設立を推進する役割が認められた。そして、一九七八年の民法典民事組合条項の改正を経て、一九

八〇年に制定された「新方向づけ法」は、GFAへの外部資本の導入を促進するため、「……一般の貯蓄業務を行なうことが認められていて、かつ経済省および農業省の共同省令によってGFAへの参加を唯一の目的とする旨の認可を受けた民事会社、ならびに保険法典により規制される保険・投資企業または当該目的のために設立されるこれらの企業グループ……」（同法第四章 土地条項 第三九条）に対して、「長期貸貸借」契約による「貸貸型」GFAの場合に限って、資本金の六五%を限度とする資本参加を認めた。ただし、これらの法人は、SAFERと同様、「……GFAの管理、執行または指揮に関する一切の機能を行なうことができない……」（同上）とされているが、いずれにしろこのような改正の結果、SCPI (Société Civile de Placement Immobilier 不動産投資民事会社) を始め特定の金融機関に対して、GFAの設立に関与する道が開かれるに至った。

このような法人がプロモーターとなって、「家族型」「共済型」とも異なる「投資（信託）型」のGFAの設立が進むようになるのであるが、ここでもまず主要な具体例を示して置く⁽¹²⁾。

① 農業信用金庫 (Crédit agricole) の場合

この場合は、農業信用全国金庫 (CNCA) の子会社である SEGEspar (Société pour l'Expansion et la

Gestion de l'Épargne 貯蓄拡大・管理会社) が、プロモーターとなっている。このGFAは現金出資のみから設立され、組合持分の券面額は、すべて五〇〇〇フランに統一されている。

金庫系列のGFAは、その出資金によりSAFERから土地のみを購入する（建物は購入しない）。購入した土地は、一八年以上の「長期貸貸借」契約に基づき、借地農の年齢に応じた期間、貸貸に出される。借地農も必ずGFAの構成員となる。賃借権は、借地農が引退するまで譲渡、移転（卑属への）、更新できる。

金庫系列のGFAはすべて、SEGEsparによりその管理業務が担当され、そのための費用として、GFAの設立時に資本金の1%、GFAの年収入の4%が徴収されている。

組合持分は記名債券であり、自由に取引することはできない。GFAは、毎年、それぞれの地域の地価の推移に応じてSEGEsparが行なう提案に基づいて、組合持分の譲渡の際の指標価格を決定する。譲渡は相続人ならびに配偶者の場合、あるいは構成員間の場合を除き、すべて総会の承認を必要とする。

譲渡はまず、GFAの管理人に申請される。譲受候補者

はGFAの借地農、GFAの他の構成員、その他の第三者を優先順位として選ばれ、第三者の場合は、SEGESPARの承認を必要とする。

組合持分に対する配当は、GFAに支払われる小作料に応じて、券面額の二・五〜三%とされている。なお、この金庫系列のGFAの場合は、解散の際に、農業経営者に優先的に所有していた土地を譲渡することを、定款で定めている。

一九七九年一月一日現在、金庫系列のGFAは三六集団が設立され、参加者は一五〇〇名⁽¹³⁾、GFAの借地農は九〇名、平均契約期間は二九年である。

② クレディ・リヨネ (Crédit Lyonnais) の場合

クレディ・リヨネは、周知のように国有の市中銀行であるが、早くからGFAに関与してきている金融機関のひとつであり、子会社のSLG (Société Lyonnaise de Gestion et d'Ingénierie Financière リヨネ投資信託会社) がプロモーターとなっている。

リヨネ系列のGFAも、金庫系列と同様、現金出資のみから設立され、一年以内に土地のみの購入に投資される。SLGの関与は、次の場合に行なわれる。(1)借地農の維持(自己の借地が地主により売りに出され購入できない借地

※ノット※ フランスの農地政策と「農業土地集団」

農の代わりに土地を購入する)、(2)自作農の資金需要の充足(自作農の所有する土地の一部または全部を買い上げ、それらの土地を当該自作農に賃貸する)、(3)新規に農業を始める青年農業者の経営の確保、(4)相続問題の解決、である。

GFAは、それぞれの地域の地価で土地を購入し、二五年の「長期賃貸借」契約により賃貸に出される。借地農も構成員となること、並びに賃借権についても金庫系列の場合と同様である。

組合持分の券面額は五〇〇〇フランに統一されており、三%の配当を保証できるような水準に小作料が決められている。GFAの管理業務はSLGが担当し、そのための費用として、GFAの年粗収入の三%が差し引かれる。

組合持分は記名債券であり、自由に取引することはできない。SLGは、毎年、過去五カ年間の地価の移動平均値の年変動率から算定される組合持分の譲渡の際の指標価格を提案し、総会がこれに基づいて決定する。

譲受候補者は構成員のなかの農業経営者、その他の構成員を優先し、第三者に対する譲渡は総会の承認を必要とする。また、候補者がいずれも承認されない場合は、SLGがこれを引き受ける。

現在、クレデイ・リヨネは二六のGFAを設立し、その総所有面積は二五〇〇ヘクタールである、という。

その他に、公証人をプロモーターとするGFAも組織されるに至っているが、以上の具体例にみられるように「投資(信託)型」GFAの特徴は、プロモーターである金融機関が主として農外の一般投資家から資金を集め、自らも資本参加をし、金融機関自身の採算に基づく農業に対する土地投資信託業務の一環として、あるいはそれに結合した形で設立され、また、それぞれの金融機関によって組合持分の流動化機構が組織されつつあることである。

なお、GFAの所有面積は、先の「家族型」の場合には制限がないが、「共済型」とこの「投資(信託)型」については、各農業地域で新規に農業経営を始める場合の最低面積として定められている最低就農面積の(SMI)一五倍までに制限されている。⁽¹⁴⁾

注(一) Jean-Dominique Lassaune, *op. cit.* ⑥ *Groupe ment foncier agricole*, U.G.E.A., mai 1974, *Guide pratique g.f.a.*, U.G.E.A., mars 1979 等を参照した。

(2) GAF「土地農業集団」の場合は、個人のみでなく

民事会社等の法人の参加も可能であった。しかし、一九七〇年の改正によりGFAへの参加は個人のみとされたが、その後の改正で再び、法人の参加が認められるようになった。

(3) *Guide pratique g.f.a.*, *op. cit.*

(4) *Groupe ment foncier agricole*, *op. cit.* この外、GFAでは組合持分の担保化が認められた。なお、GFAへの改正により一九七一年一月以降、GAFの設立は不可能となる。

(5) *Guide pratique g.f.a.*, *op. cit.*

(6) フランスでは、父母が生存中に子の全員との合意によって、子に対して自己の財産を分割し、かつ、贈与することを「贈与分割」といい、かなり広くみられる現象であるという。しかも、相続の決済が行なわれるまでは、親子間の貸貸借が行なわれる。その意味では「家族型」GFAは、このような関係の法制化という一面をもつものといえるが、この点と関連して、フランスの農地貸貸借と借地にはこのような家族内の経過的な貸貸借が含まれていることに、ここで留意して置く必要がある。なお、これらの相続と貸貸借の関連については、稲本洋之助・原田純考・鎌田 薫「フランスにおける家族農業経営資産の相続——一九七八〜八〇年実態調査中間報告」『社会科学研究』第三三巻第

五号、一九八一年(二月)、原田純考「フランスにおける農地賃貸借と相続」(『農業法研究』15・16、一九八一年)参照。

- (7) Pierre Du Boullay, *Les GFA le bon choix pour financer la terre, outil de travail?*, Collection ESA, février 1981.

- (8) *Guide pratique g.f.a., op. cit.*

- (9) "Les Groupements Fonciers Agricoles (G.F.A.) II-Annexes, *chambres d'agriculture*, N° 639, 640, novembre 1978.

- (10) Loi n° 74-638 du 12 juillet 1974.

- (11) 例えば、早くからGFAの設立に熱心であったポワトゥーシャランヌ(Poitou-Charentes)のSAFERは、一九七七年末までに、二一のGFA、所有面積一〇〇五ヘクタールを設立するに至っている。SAFERはGFAの管理人ではないが、サービスの形で管理業務を提供している。なお、SAFERがGFAを設立するのは、借地農が地主により売りに出された土地を購入できない場合、SAFERが所有する農場を再譲渡する場合に行なわれている。

- (12) "GFA", *chambres d'agriculture, op. cit.*

- (13) *Guide Pratique g.f.a., op. cit.*

- (14) Décret n° 72-298 du 14 avril 1972.

《ノート》 フランスの農地政策と「農業土地集団」

(四) 農業土地集団の現状と問題点

以上の諸類型は、今日、GFAに共通する法制を、各種の組織主体がそれぞれの問題の解決に適用し、その過程で性格の異なるGFAが形成されてきていることを示すものであるが、こゝで末尾に掲げられた付表を参照されたい。同表は、一九八〇年センサスの調査によるGFAの類型別設立数とその地域別・県別設立数の分布を示したものである。

今日、GFAの総数は七五六五、そのうち「家族型」が六三三七で全体の八三・八%、「共済型」三八二、五・一%、「投資(信託)型」八四六、一一・一%となっている。「共済型」、「投資(信託)型」は、すでに明らかなようにすべて「賃貸型」である。この点、「家族型」については不明であるが、「自作型」は実際にも例外的であるとみられている。地域的には、パリとその一部周辺県を除きフランス全域で設立されるに至っていることがわかる。

それぞれの類型別の総所有面積は明らかではないが、しかし、以上により確認されることは、「家族型」がGFAの圧倒的多数を占めていることである。このことは、冒述したGAE C(共同経営集団)の八四%(父親と息子一人の共同四五%、同じく息子二人との共同一六%、兄弟間二三・五%)が同様に「家族型」であることと合わせて、農業構造政策の一環として

法制化された「経営者の集団」と「所有者の集団」がいずれも、家族の枠内での集団として設立され、その所有と経営との矛盾を解決する方式として活用されている今日の実態を示すものであろう。

なお、一九八〇年「新方向づけ法」は、GFA設立を目的とする優先的承継に関する第三〇条において、「……共同所有者たる生存配偶者またはすべての相続人は、一人または数人の共同相続人および場合によっては一人または数人の第三者とともに、GFAを設立することを目的として、相続財産に属する農業用の資産および不動産の権利の全部または一部の優先的承継をできる」「……生存配偶者または一人もしくは数人の共同相続人が、当該GFAの資産の全部または一部につき……これらの賃貸を要求する場合には前項の優先的承継は法律上当然に認められる」とし、いいかえれば、相続人がGFAの設立に必要な人的条件（最低二名）を充たして、「賃貸型」のGFAの設立を要求する場合は、それに法的強制力を認め、「家族型」GFAの設立をいっそう助長する措置がとられた。⁽²⁾

ところで、それぞれの類型のGFAが、今後どのような展開を示すかは即断できない。しかし、各類型により問題の具体的あり方は異なるにしろ、GFAに共通する基本的問題は、いうまでもなく経済的次元の問題であり、この点と関連して、さし

当たり次のことを指摘して置く必要がある。

その第一は、GFAがとくに農外の一般投資家の大衆的資金を動員するうえでまず問題となるのは、組合持分土地債券に対する配当利回りであり、それがGFAに借地農から支払われる小作料に依存していることは、すでにみた通りである。

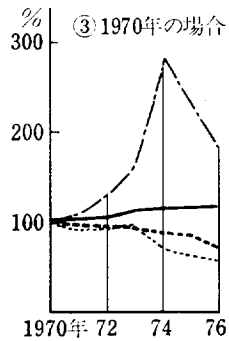
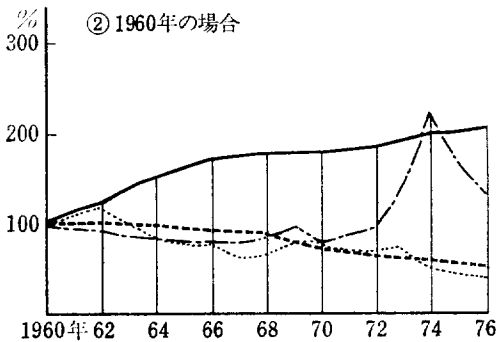
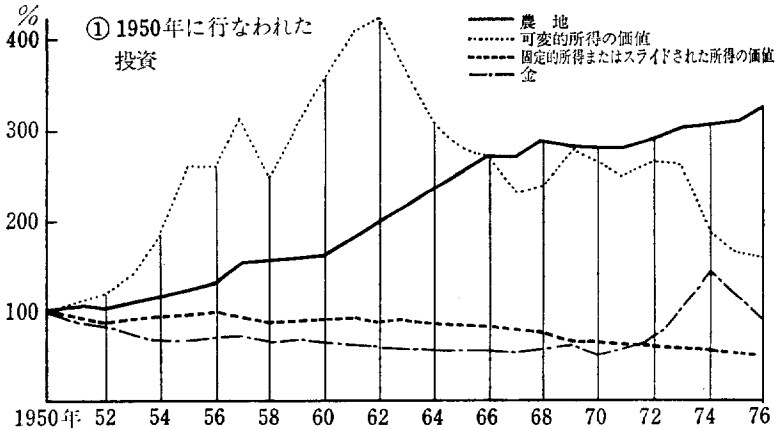
確かに「長期賃貸借」の場合は、通常契約の場合よりも高い小作料を収取できることが認められているが、今の所、GFAの配当利回り小作料との関係を正確に示す資料は得られない。しかし、GFAに一般投資家を誘引するには、現状の一〇三%の利回りでは不十分であり、それを上回る利回りを保証するためには小作料の大幅な引き上げが必要である、と観測されている。⁽³⁾

いずれにしろ、現状の利回りでは大衆的資金を広く動員するうえで制約があり、それを打開するためには、GFA本来の政策目的と反する借地経営者の負担の加重化をもたらす危険がある、ということである。

第二には、組合持分の流動化の問題である。

農業と農業経営者の土地資本負担の軽減化を目的とするGFAとその存続にとって、組合持分の流動化が不可欠な条件であることは、改めて説明するまでもあるまい。しかし、すでにみた通り、その現状は、限られた地域あるいは組織内での制限さ

第3図 フランスにおける各種投資の利殖率の推移



出所：INSEE の資料。

注. 以上の図は、1950年、1960年、1970年に農地、株券、債券、金に投資された一定額(100)の実質価値の変化を示している。

れた流動化にとどまってお
り、S A I F (土地投資
資農業会社) の場合に構
想されたような自由な取
引市場が形成されている
わけではない。

第三図が示す通り、現
状の小作料に規定された
低利回りの配当のもとで
も、G F A の組合持分の
所有は、価値保全手段と
して農外の大衆資金を動
員できる誘因であること
は確かであるが、しかし、
地価騰勢の条件下で増大
化するG F A の土地購入
資金の調達を、ますます
農外の大衆資金の動員に
依存してゆくとすれば、
同時に、組合持分の経済
的価値の実現を保証する

流動化機構の確立と拡大が必至の要請となる。

しかし、このような方向は、つねに地価騰勢を当て込んだ投機を現実化し、拡大する危険があるということである。

GFAをめぐる以上の矛盾は、土地の債券化によって「所有」と「経営」を分離し、賃貸借の拡大を意図するGFAの組織化政策の矛盾を示すものであると同時に、先述した同様の問題を内包しながらも、現状では「家族型」GFAが主流を占めている理由を示すものであろう。しかしより重要なことは、地価問題を回避する方策として構想されたGFAが、それ自身の存続と安定的拡大を保証されるためには、地価問題を避けることができないという現実をも示していることである。

なお地価問題では、八〇年「新方向づけ法」は、その第二四条において農地評価制度の創設を提起し、一九八五年一月一日までに、各県の県委員会が農業自然地域毎に農地の種類を定め、その種類毎に農地の平均的市場価格、平均的賃貸価格の確定、農業収益価格の決定を行なうことによって農地評価簿を作成する。こうして決定される農業収益地価は、土地政策、社会政策および租税政策の参考に供せられると規定している。⁽⁴⁾ このような措置が、地価対策として今後いかなる実効をもつかはともかく、農地問題に対する政策論理あるいは政策姿勢として、注目されてよいように思われる。⁽⁵⁾

注(1) Pierre Lenoir, *op. cit.*

(2) 前掲『のびゆく農業』五八三～五八四号参照。

(3) Denis Bergmann, "Le problème foncier", *le monde paysan, cahiers français*, N° 187, juillet-septembre 1978.

(4) 前掲『のびゆく農業』五八三～五八四号参照。

(5) フランスでは、一九八〇年「新方向づけ法」の成立後、社会党政権としてのミッテラン政権が誕生したことは周知の点であらう。このような新政権のもとで、農業政策にいかなる新しい展開が現われるかが注目されるのであるが、さし当たりGFAについては、金融機関をプロモーターとする「投資(信託)型」に対しては、批判的なようであり、今後の動向が注目される("M. François MITTERRAND et la politique agricole", *chambres d'agriculture, supplément au N° 672, juin 1981*)。

四 おわりに

今日、農地賃貸借の拡大は、農業構造政策の推進にとって、わが国を含め西欧先進諸国に共通する政策課題として提起されつつあるとみてよいが、以上本稿では、七〇年代に入つてフランスの重点施策として推進されつつある「農業土地集団」をとりあげ、フランスにおける農地賃貸借の拡大政策と「農業土地

集団」の施策の特徴と意義を、フランスの農地政策の史的展開との関連で位置づけると共に、集団自体の現状とその組織化をめぐる問題点の考察を試みた。

フランスでの特徴は、相続による経営分割を防止するための歴史的な諸施策を基礎に構想された「所有者の集団」としての「農業土地集団」の組織化によって、地価高騰下での農地賃貸借の拡大が、非農業あるいは農外資本の導入による土地資本負担の軽減化と結合させる形で追求されつつあることである。これには、先にも触れたように、わが国とは異なる農地制度上の理由があげられるとしても、このような政策志向が、いろいろな矛盾をはらみながらも現実化されてくる根拠について、本稿ではほとんど立ち入ることができなかった。そのためには、農地所有と所有者の実態、農地市場と賃貸借市場、地価と小作料の動向等、フランスにおける土地問題そのものの実態のより立ち入った把握と究明が必要とされよう。⁽¹⁾

また、農地制度と農地政策についても、一九六七年の「土地利用の方向づけに関する法律」(Loi d'orientation foncière)を起点に具体化されつつある「ゾーニング」政策との関連と影響について同様に触れることができなかった。いずれも後日の課題としたい。

注(1) さし当たっては、次の著作が参考になろう。

《ノート》 フランスの農地政策と「農業土地集団」

Henri de Farcy et Jacques Gastaldi, *La propriété agricole, Que sais-je ?* P. U. F., 1978.

付表 類型別GFAの地域・県別設立数

地域対策区と県名	「家族型」 GFA	「共済型」 GFA	「投資型」 その他の GFA	地域対策区と県名	「家族型」 GFA	「共済型」 GFA	「投資型」 その他の GFA
イル・ド・フランス地域				ソム	50	19	5
パリ	—	—	—	計	242	28	14
オート・ド・セーヌ	—	—	—	オート・ノルマンジー地域			
セーヌ・サン・ドニ	4	—	—	ウール	69	1	11
ヴァル・ド・マルヌ	2	0	1	セーヌ・マリチム	51	1	9
セーヌ・マルヌ	124	22	14	計	120	2	20
イヴリーヌ	18	1	6	サントル地域			
エソンヌ	28	0	5	シェール	74	7	17
ヴァル・ドワーズ	16	0	1	ウール・エロワール	75	3	14
計	192	23	27	アンドル	67	2	6
シャンパーニュ地域				アンドルエ・ロワール	65	7	12
アルデンス	25	3	2	ロワレエ・シェール	50	8	8
オーブ	51	1	6	ロワレエ	66	11	4
マルヌ	202	69	20	計	397	38	61
オート・マルヌ	30	2	3	バース・ノルマンジー地域			
計	308	75	31	カルパドス	80	1	21
ピカルジー地域				マンシュ	101	4	8
エーヌ	116	7	4	オルヌ	69	1	3
オワーズ	26	2	5				

計	250	6	32	フランシュールコンテ地域			
ブルゴーニュ地域				ドゥーブ	41	1	9
コート・ドール	96	2	8	ジュラ	30	4	4
ニユーブル	40	2	4	オート・ソーヌ	22	3	1
ソーネロワール	90	3	10	ベルフォール	2	0	1
イオンヌ	64	3	11	計	95	8	15
計	290	10	33	ペイ・ド・ラロワール地域			
ノール地域				ロワール・アトランチック	103	7	15
ノール	29	1	0	メーネ・ロワール	178	14	22
パ・ド・カレエ	62	0	8	マイエンヌ	13	7	5
計	91	1	8	サルト	34	7	21
ロレーヌ地域				バンデ	60	5	18
ムルテ・モゼール	27	0	3	計	388	40	81
ムーズ	12	2	0	ブルターニュ地域			
モゼール	40	0	1	コート・デュ・ノール	54	3	1
ボージュ	15	3	0	フィニステール	133	1	5
計	94	5	4	イーレ・ビルンヌ	76	4	2
アルザス地域				モルビアン	66	1	4
バ・レン	39	2	7	計	329	9	12
オート・レン	45	1	2	ボワトゥ・シャラント地域			
計	84	3	9	シャラント	141	6	13
				シャラント・マリチム	163	1	13

付表 (つづき)

地域対策区と県名	「家族型」 GFA	「共済型」 GFA	「投資型」 その他の GFA	地域対策区と県名	「家族型」 GFA	「共済型」 GFA	「投資型」 その他の GFA
ドウ・セーブル	62	2	9	計	431	21	60
ビエンヌ	24	4	14	リムザン地域			
計	425	13	49	コレーズ	13	0	1
アキテーヌ地域				クルーズ	18	0	3
ドルドーニュ	90	6	15	オート・ピレネ	41	1	6
ジロンド	214	7	40	計	72	1	10
ランド	58	5	11	ロース・アルプ地域			
ロ・エ・ガロンヌ	110	5	29	エ ン	62	13	43
ピレネエ・アトランチック	84	2	11	アルデエシュ	53	0	5
計	556	25	106	ドローム	119	1	11
ミイディ・ピレネエ地域				イゼール	44	0	4
アリエージュ	22	1	4	ロワール	41	4	7
アペイロン	58	14	18	ロース	172	3	18
オート・ガロンヌ	59	2	10	サボア	9	1	1
ジュル	67	3	9	オート・サボア	20	0	1
ロ オ	41	0	2	計	520	22	90
オート・ピレネエ	37	0	0	オーベルニュ地域			
タルン	51	0	5	アリエ	60	3	18
タルン・パレンヌ	96	1	12	カンタル	78	2	5

オート・ロワール	39	0	1	オート・アルプ	18	0	2
ピュイ・ド・ドーム	112	1	2	アルプ・マリチム	32	1	7
計	289	6	26	ブーシュ・デュ・ロース	115	2	7
ラングドック地域				バル	136	1	22
オード	218	12	41	ボタルーズ	104	7	13
ガール	201	7	33	計	440	12	56
エロー	218	11	17	コルシカ地域			
ロゼール	13	0	2	南コルシカ	13	0	2
ピレネエ・オリヤンタル	55	3	7	オート・コルシカ	6	1	0
計	705	33	100	計	19	1	2
プロバンス・アルプ地域				フランス全体	6,337	382	846
アルプ・オート・プロバンス	35	1	5				

出所：1980年センサスの数字， Ministère de L'Agriculture-S. C. E. E. S.